

令和4年10月1日

初診・再診時の選定療養定額負担について

令和4年度診療報酬改定において、初診時に紹介状なしで200床以上の「地域医療支援病院」等を受診する場合、診療費とは別に医科は7,000円以上、歯科は5,000円以上の選定療養定額負担が義務付けられました。

紹介状を持参されずに当院を初めて受診される場合、通常の診療費の他に選定療養費の定額料金をお支払いいただくこととなります。

【初診にかかる選定療養定額負担金】

医科 7,000円(税込) / 歯科 5,000円(税込)

【再診にかかる選定療養定額負担金】

医科 3,000円(税込) / 歯科 1,900円(税込)

「再診にかかる選定療養定額負担金について」

状態が落ち着き、担当医が他の医療機関への紹介を申し出た後も、紹介先の医療機関を受診することなく、患者さんが自らの希望で引き続き当院での受診を継続する場合に、通常の診療費とは別に「再診時選定療養定額負担金」を診療の都度お支払いいただくこととなります。

なお、緊急その他やむを得ない事情により救急外来を受診された患者さんは、紹介状をお持ちでなくても、選定療養定額負担金のお支払いの対象とはなりません。

寿泉堂総合病院

病院長